

(一社)新潟県野球連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jsbb-niigata.com/about/>

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(1) 法人格を有する団体は、団体 に適用される法令を遵守してい るか。	A	「一般社団法人新潟県野球連盟定款」「一般社団法人新潟県野球連盟規程」を遵守し運営しており、毎年、内容の見直しを理事会および社員総会で協議し、必要に応じて改訂を行っている。
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(2) 法人格を有しない団体は、団 体としての実体を備え、団体の 規約等を遵守しているか。		
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(3) 事業運営に当たって適用され る法令等を遵守しているか。	A	地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、遵守している
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(4) 適切な団体運営及び事業運営 を確保するための役員等の体制 を整備しているか。	A	理事・監事を設置して定期的に理事会を開催している 理事会決定事項を社員総会に報告している
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基 本方針を策定し公表すべきであ る。	(1) 組織運営に関する目指すべき 基本方針を策定し公表している か。	B	中央競技団体が策定する基本方針を基本としている。また、県連としても令和8年度中に「規程」等一式の見直しと不足内容の整備を進めており、令和9年度公開予定である

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	毎年県連の理事・監事・社員を対象にガバナンス・コンプライアンス及び各種ハラスメントを含む指導、情報共有を目的とした研修会を実施している。令和6年度以降、支部単位に市町村連盟役員及び指導者を対象とした研修会を継続して実施している。
7	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	県内全野球団体で構成した協議会において作成した共通の教科書（新潟野球メソッド）を活用したり、大会パンフレットへの記載やアナウンスを行い、コンプライアンス意識の向上と啓発を図っている
8	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	B	複数による会計処理を行い、監事による監査を受けている。令和8年度に団体規約に経理規定を整備する。
9	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	大会運営に関する助成金の使用について、ガイドラインを遵守している。
10	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	理事会で執行状況を報告し、監事による会計監査体制を整備している。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B	ホームページを開設し、情報開示を開始した。今後は内容の充実に努める。
12	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B	ホームページを開設し、情報提供を開始した。今後、令和8年度中に改定する「各種規程」の公開を進める。
13	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述)		
14	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述)		

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

※「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない